

令和3年玄海町議会定例会2月会議会議録

招集年月日	令和3年1月7日（木曜日）					
招集場所	玄海町議会議場					
開閉会日 時 及び 宣 告	再開・開議	令和3年2月22日午後1時10分		議長	上田利治君	
	散会	令和3年2月22日午後1時23分		議長	上田利治君	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 ○ 出席 × 欠席 × 不応招 出席 9名 欠席 0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	小山善照君	○	2	山口寛敏君	○
	3	宮崎吉輝君	○	4	井上正旦君	○
	5	池田道夫君	○	6	欠番	
	7	友田国弘君	○	8	中山昭和君	○
	9	岩下孝嗣君	○	10	上田利治君	○
	会議録署名議員	3番	宮崎吉輝君		2番	山口寛敏君
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	脇山伸太郎君		副町長	西立也君	
	教育長	中島安行君		総務課長	山邊健仁君	
防災安全課長	加納晴美君		企画商工課長	日高大助君		
住民課長兼会計管理者	脇山和彦君		健康福祉課長	中山ふみ君		
農林水産課長	山口善正君		まちづくり課長	中村大造君		
生活環境課長	鈴木博之君		教育課長	中山昌直君		
職務のために議場に出席した者の氏名	事務局長	熊本秀樹		議会事務局主査	松本辰範	

令和3年玄海町議会定例会2月会議議事日程（第1号）

令和3年2月22日 午後1時10分再開（開議）

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会議期間の決定について
- 日程3 報告第1号 専決処分の報告について（玄海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第2号 専決処分の報告について（玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程4 議案第2号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事変更請負契約について
- 日程5 議案第3号 令和2年度玄海町一般会計補正予算（第9号）

午後1時10分 再開（開議）

○議長（上田利治君）

皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年玄海町議会定例会2月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

○議会事務局長（熊本秀樹君）

報告いたします。

本定例会2月会議に報告2件、契約1件、補正予算1件が町長から提出されております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、3番宮崎吉輝君、2番山口寛敏君を指名いたします。

日程 2 会議期間の決定について

○議長（上田利治君）

日程 2. 会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会 2 月会議の会議期間は、本日 2 月 22 日の 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会 2 月会議の会議期間は、本日 2 月 22 日の 1 日間とすることに決定いたしました。

日程 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（玄海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第 2 号 専決処分の報告について（玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上田利治君）

日程 3. 報告第 1 号 専決処分の報告について及び報告第 2 号 専決処分の報告についての以上 2 件を一括議題といたします。

報告を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

改めまして、こんにちは。それでは、報告第 1 号 専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

町長の専決処分に関する条例第 5 号の規定により、専決処分をさせていただいておりますので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

専決理由といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律、いわゆる新型コロナ特措法が令和 3 年 2 月 13 日に施行されたことに伴いまして、本条例

の改正内容が町長の専決処分に関する条例第5号の規定に該当することから、専決処分したものでございます。

法改正の条例の影響としましては、本条例において引用していた新型コロナウイルス感染症の規定が削除されたため、新たに新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に書き下ろす改正をしております。

続きまして、報告第2号 専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

町長の専決処分に関する条例第5号の規定により、専決処分をさせていただいておりますので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

専決理由及び改正内容としましては、報告第1号で申し上げましたとおりでございますが、本条例におきましても、新型コロナ特措法の影響により、法の改正により引用元が削除されたため、新型コロナウイルス感染症を具体的に書き下ろす改正をしております。

以上で報告を終わります。

日程4 議案第2号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事変更請負契約について

○議長（上田利治君）

日程4. 議案第2号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第2号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事変更請負契約につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年7月14日に請負契約を締結した仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事について、設計変更の結果、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、変更契約の目的としましては、令和2年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業、仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事でございます。

2、変更契約の方法は、当初の請負減率による契約でございます。

3、変更契約金額は、93,113,900円でございます。変更前の契約金額が79,200千円ですので、13,913,900円の増額となっております。

4、契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字長倉926番地1、株式会社岸本組玄海支店、取締役支店長、八島徳男氏でございます。

5、工期につきましては、着工が令和2年7月14日から成工を令和3年2月26日までとしており、工期の変更はございません。

6、支出科目は、一般会計、6款農林水産業費、3項水産業費でございます。

7、変更理由の主なものといたしましては、施工前調査による鋼矢板海側の全面ケレンによりまして、多数の欠損及び開孔部が確認され、当初計画のペトロラタム被覆補修工法で対応できないことが判明し、検討した結果、鉄筋コンクリート被覆による補修工法に変更するものでございます。

また、鋼矢板補修工につきましても、施行前調査による鋼矢板海側の全面ケレンによりまして、多数の欠損及び開孔部が確認されたため、鋼矢板補修の数量を変更するものでございます。

以上、説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

質疑がある場合には、担当課長が答弁させていただきます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事変更請負契約については、

原案どおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 5 議案第 3 号 令和 2 年度玄海町一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（上田利治君）

日程 5. 議案第 3 号 令和 2 年度玄海町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

令和 2 年度一般会計の補正予算が 1 件でございます。

議案第 3 号 令和 2 年度玄海町一般会計補正予算（第 9 号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,806 千円を追加し、補正後歳入歳出予算の総額を 9,661,663 千円とするものでございます。

まず、歳入補正予算の主なものとしましては、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、6 目衛生費国庫補助金 9,806 千円の増額は、新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施体制確保に係る増額補正でございます。

次に、歳出補正予算を御説明申し上げます。

まず、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目基金管理費、財政調整基金積立金 380 千円の増額は、1 月の補正予算時点では新型コロナウイルスワクチン予防接種の体制確保に係る歳出予算が国から示された補助金の上限額を超えており、一部を一般財源で調整させていただきましたが、今回、これにも国庫補助金を充当できるようになりましたので、一般財源の余剰分を積み立てるものでございます。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 400 千円の増額は、歳入でも説明しました新型コロナウイルスワクチン予防接種実施に係る準備において、職員の時間外勤務手当が必要となることから、増額補正とするものでございます。

同じく 2 目予防費 9,026 千円の増額は、歳入でも説明しました新型コロナウイルスワクチン予防接種実施に係る準備費用が必要となることから、増額補正するものでございます。

1 月会議において補正予算を可決していただきました予診票の発送等に係る業務に加え、

今回は予約システムやコールセンターの運営、接種会場の設営などができるよう体制を整備するものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、質疑がある場合は担当課長が答弁いたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号 令和2年度玄海町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会2月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和3年玄海町議会定例会2月会議はこれにて散会いたします。

午後1時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員